野木中学校　部活動設置基準

１　目　的　　生徒数減少の中で、適切な部活動数と活動人数、担当教職員を確保するために設置基準を定める。

２　設置基準

①部活動の種類は下表のとおりとする。（令和元年４月１日現在）

ソフトボール	卓球（男女）	剣道（男女）
野球	サッカー	柔道（男女）
陸上	水泳（男女）	吹奏楽
テニス（男女）	ハンドボール（男女）	文芸
弓道（男女）		

②上記の部活動以外新たな部活動は設置しない。

③２年連続で１年生の入部がない、あるいは、２年生がおらず１年生の入部希望が極めて少ないため部活動の継続が困難と考えられる場合は、新たな募集は行わず３年生が引退すると同時に廃部とする。ただし、配慮すべき理由等がある場合は、職員で話合い継続するかどうか校長が判断する。

④部活動には最低２名の担当教職員をつける。ただし、教職員の配置数の関係で２名つけられない場合は１名とする。

４　その他

・部活動の廃部については職員会議で話合い校長が決定する。
・廃部の決定後、該当部活動の保護者会を開き説明する。併せて外部指導者等の関係者にも知らせる。 ※保護者会には、校長、教頭、担当が参加する。
・保護者会で説明後、全保護者に通知する。
・廃部決定後速やかに下地区中体連事務局並びに関係団体、組織に知らせる。
・廃部となった部活動の担当は、３年生の引退とともに他の部活動に異動する。
・廃部になった場合は、上記の部活動一覧から除く。
・この基準は、生徒・教職員数の増減など状況が変化した場合に適宜見直す。